

総合治水をご存じですか

5月15日(金)～21日(木)は総合治水推進週間です

●進む開発と

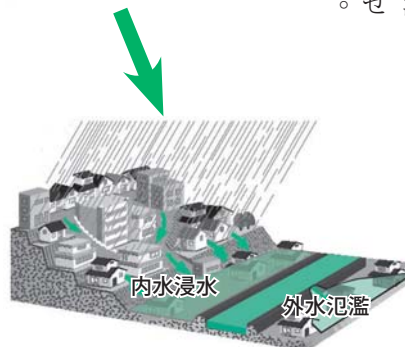
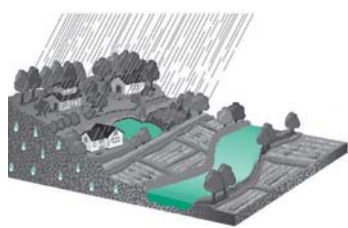
高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的にためたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。

また、河川に入り切れない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増えています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことが、河川や下水道等の整備と合わせて非常に重要となっています。



●浸水被害を防ぐための

総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川の改修を行っています。ですが、それだけでは急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨をためたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。

このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こったときの「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止

を図ることを「総合治水対策」といい、新川流域では、昭和57年から県や近隣市町とともに「総合治水対策」を行っています。

●「特定都市河川浸水被害

対策法」の適用

(平成18年1月1日から)

新川流域では「総合治水対策」を進めてきましたが、平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強力に「総合治水対策」を進めることが必要となりました。そこで、平成18年1月1日から新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取り組みを行うこととしました。

①雨水浸透阻害行為の許可等

(平成18年1月1日から)

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発(雨水浸透阻害行為)土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為は知事等の許可が必要で、許可に当たっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

②流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

なお、流域水害対策計画は平成19年10月に公表されました。計画の内容は下記の総合治水ホームページをご覧ください。

③保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備していた既存の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

※平成19年3月に78件32318㎡の施設を指定しています。

④都市洪水想定区域および

都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避



難の確保を図ります。
※平成20年6月に指定しています。

新川流域内にお住まいの方・事業をされる方は、これらの取り組みにご協力ください。

●町での取り組み

・貯留施設の整備

平成17年3月、八ツ屋多目的広場の地下に一時的に1200㎡の雨水をためることができ、雨水貯留槽が完成しました。

ビジュアルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

開催期間

9月5日(土)～10日(木)

※休館日を除く

場所

スポーツセンター

問い合わせ先

役場 都市整備課

内線131・157

総合治水ホームページ

<http://www.sougo-chisui.jp>